報告第４４号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年小田原市条例第３４号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により、これを報告する。

令和 ８ 年１１月２５日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

事故賠償の追認について

１　専決処分年月日　　令和８年１１月１０日

２　損害賠償額　　１１４，９９４円

３　相手方　　市内在住者

４　事故の概要　　令和４年１２月１４日午後２時４５分頃、市立鴨宮中学校において、校舎昇降口に張り出した屋根に施工した防水シートが、強風により裂けて落下し、敷地内に駐車していた相手方車両のバックドアガラス等に接触し、これを破損させた。